

第5 まとめ（案）

足場は、組立て等をする者及び使用する者にとって、主要な職場環境であり、安心して、安全に働ける職場環境を実現するため、次に述べる対策を実施することとする。

I 足場の組立て、解体又は変更の作業時の墜落防止対策

- 1 足場の組立て、解体又は変更（以下「組立て等」という。）の作業において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、安全帯を安全に取り付けるための設備が設けられた状態でなければ作業を行ってはならないこととすべきである。

なお、足場の一方の側面のみであっても、手すりを設ける等労働者が墜落する危険を低減させるための措置を優先的に講ずるよう指導すること。

この場合、安全帯を安全に取り付けるための設備とは、安全帯を適切に着用した労働者が落下しても、安全帯を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面等に達することを防ぎ、かつ、使用する安全帯等の性能に応じて適当な位置に安全帯を取り付けることができるものであること。

また、はり、柱等がすでに設けられており、これらに安全帯等を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合があること。

- 2 労働者を足場の組立て等の作業に係る業務に就かせるときは、特別教育を行うべきである。

なお、本特別教育のカリキュラム等については、足場の組立て等に係る専門工事業者、安全衛生教育機関等の専門家による検討が必要である。

- 3 足場の組立て等作業主任者について、従事する業務に関する能力の向上を図るため、おおむね5年ごとに実施することとされている労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育をさらに促進すること。

II 足場における通常の作業時の墜落防止対策

- 1 足場の床材と建地とのすき間については、一般的な足場の関係部材の寸法を踏まえて、一定の基準を設けるべきである。

また、足場の床材と建地とのすき間をできるだけ少なくすることを推進すること。

2 作業の必要上臨時に交さ筋かい、手すり等を取り外すときは、労働者に安全帯等を使用させる、取り外す箇所において作業を行う労働者以外の者の入りを禁止する等の墜落防止措置を講じるとともに、当該作業の終了後直ちに元の状態に戻すべきである。

3 足場を請負人の労働者に使用させる元方事業者等の注文者は、足場の組立て、一部解体又は一部変更の後、足場における作業を開始する前に、点検を行い、その結果を保存するべきである。

また、事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者、労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者により、チェックリストを作成し、これに基づき点検を行うことを推進すること。

事業者又は注文者が行う点検は、足場の組立て等の作業に直接従事した者及び当該作業の進行状況を監視する作業主任者又は作業指揮者（以下「足場の組立て等の当事者」という。）以外の者が行うことを推進すること。ただし、次の場合には、足場の組立て等の当事者が行っても差し支えないこと。

① 足場の組立て等を行う現場及び店社において、足場の組立て等の当事者以外の者であって、足場の点検に関する十分な知識・経験を有する者がいない場合。

② 事業者及び注文者の双方が点検を行う場合の事業者の点検。

また、交さ筋かいや構造部材としての機能を有する手すりや中さんの一時的な取外し若しくは取付け又は足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート、朝顔等の一時的な取外し若しくは取付けは、原則として、足場の一部解体又は一部変更に含まれる。ただし、次の場合には、足場の一部解体又は一部変更には含まれないこととする。

① 交さ筋かい、手すり、中さん等の足場の構造部材の取付け又は取外しについては、足場の構造に大きな影響を及ぼさないことが明らかな場合であって、部材の上げ下ろしが伴わないとき。

例1) 作業の必要上、壁つなぎの間隔の範囲内で、交さ筋かい等を一時的に1カ所のみを取り外し、当該作業後直ちに元の状態に戻す場合であって、部材の上げ下ろしが伴わないとき

例2) 足場と躯体の間の開口部を塞ぐために床付き布わく等の足場の構造部材を取り付ける等足場の強度が高まる場合であって、部材の上げ下ろ

しが伴わないとき

- ② 足場の構造部材ではないが、足場の構造に大きな影響を及ぼすメッシュシート等の取付け又は取外しについては、取り外す場合又は取り外した後に取り付ける場合であって、部材の上げ下ろしが伴わないとき

例 1) 強風が予想される場合等に、メッシュシートを取り外し、建地にくくり付けるとき及び当該メッシュシートを元の状態に戻すとき

例 2) 作業の必要上一部を臨時に取り外し、当該作業後直ちに元の状態に戻す場合であって、部材の上げ下ろしが伴わないとき

- 4 幅木については、墜落防止措置及び飛来落下防止措置として、足場の建地の中心間の幅が 60 センチメートル以上の場合には、足場の外側（荷揚げ等の作業に支障がある箇所を除く。）に次の措置を講ずることを推進すること。

① わく組足場においては、下さんの代わりに、高さ 15 センチメートル以上の幅木を設置すること。

② わく組足場以外の足場においては、手すり及び中さんに加えて幅木を設置すること。

なお、これらの措置を推進する理由は以下のとおりである。

- ・ 下さん又は中さんの下に一定のすき間があること。
- ・ 足場からの墜落防止措置に関するアンケート調査結果（以下「アンケート結果」という。）において、幅木等により下さん又は中さんの下のすき間を狭くすることが「必要」との回答が 50%強、「必ずしも必要ではないが、望ましい」との回答が約 30%であったこと。

一方で、

- ・ 足場板の幅が狭い場合には、つまづく等の危険性が高まること。
- ・ 足場の躯体側では作業の都合上、取り外すことが多いこと。

- 5 上さんについては、わく組足場の外側（荷揚げ等の作業に支障がある箇所を除く。）に、交さ筋かい及び下さんに加えて上さんを設置することを推進すること。

なお、この措置を推進する理由は以下のとおりである。

- ・ 交さ筋かいには、一定のすき間があること
- ・ アンケート結果において、交さ筋かい及び下さんに加えて上さんの設置が「必要」との回答が 36%、「必ずしも必要ではないが、望ましい」との回答が 39%であったこと

一方で、

- ・ 交さ筋かい及び下さんを取り付けているわく組足場において、ほとんどが故意に身を乗り出した、交さ筋かいに足をかけた等の理由により墜落災害が発生していること

- ・ 足場の躯体側では作業の都合上、取り外すことが多いこと

Ⅲ 足場からの墜落防止対策全般

- 1 足場で作業を行う労働者等に対して、労働者等向けの墜落防止のポイント
を説明したリーフレット等により墜落防止に係る安全衛生意識の高揚を図
ること。
- 2 足場に係る構造部材の配置、壁つなぎの割付け、手すり等の墜落防止措置
等を記載した足場の組立図は、足場の倒壊防止に資するほか、足場からの墜
落防止にも資することから、足場の組立図の作成を推進すること。
- 3 より安全で使いやすい足場の開発を促進するため、足場の安全性が担保で
きる範囲で、法令に定める足場の要件を見直すべきである。
また、法令に定める足場の要件の見直しに当たっては、足場の安全に関す
る学識経験者等による検証が得られたものについては、実施すること。

Ⅳ 関係府省と連携した墜落防止対策等

- 1 建設業に従事する者の災害を防止するためには、発注者における施工時の
安全衛生の確保のための必要な経費（一人親方等の労災保険の特別加入のた
めの費用を含む。）の積算、受注者である元請等から関係請負人へその経費
が確実に渡るよう、国土交通省と連携して、墜落防止措置の見直し後の内容
を含めて、これらの措置が実施されるよう、関係者に周知啓発を図ること。
- 2 建設業に従事する一人親方の災害防止等に係る対策として、下記の事項に
ついて、国土交通省とも連携して取り組むこと。
 - ・ 一人親方等の災害に係る情報の収集及びそれを踏まえた元方事業者等に
対する指導の実施
 - ・ 特別加入団体等を通じた一人親方の特別加入の一層の促進
 - ・ 雇用から請負への安易な転換を防ぐための法定福利費の確保の徹底、建
設業団体を通じた一人親方の労働者性の判断基準に関する更なる周知徹
底、建設業団体等と連携した重層下請構造改善の推進

V 今後、検討すべき課題

以上のとおり、これまでの議論を踏まえ、報告書を取りまとめるものであるが、次の事項については、墜落防止対策全般を推進するため、引き続き検討すること。

① 足場の側面からの墜落防止措置の規制のあり方

検討に当たっては、次の研究を実施し、その結果等を参考にするとともに、性能要件化についても考慮すること。

- ・ 足場板の幅が狭い場合には、つまづく等の危険性が高まることから、幅木を設置しても安全に使用できる足場板の幅等の研究
- ・ 移動時及び作業時における下さん・中さんの下のすき間や交さ筋かいのすき間からの墜落防止措置の研究
- ・ 墜落するおそれのない躯体と足場板とすき間の基準の研究

② 一側足場の使用に関する規制のあり方

③ J I S等法令以外で定められている基準に関する規制のあり方

④ ハーネス型の安全帯の使用に関する規制のあり方